

関税法施行令の一部を改正する政令（案）参考条文

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一～四 （省 略）

五 「外国貿易船」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。

六 「外国貿易機」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。

七～十 （省 略）

十一 「開港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。

十二 「税関空港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。

十三 「不開港」とは、港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。

2 及び 3 （省 略）

（貨物の積卸し）

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）又は同条第九項の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第十項又は第十八条第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条、第二十四条第二項及び第六十三条第一項において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 及び 3 （省 略）

（不開港への出入）

第二十条 外国貿易船等の船長又は機長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船等を不開港に出入させては

ならない。ただし、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合又は遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りでない。

## 255 (省略)

### (開港及び税関空港の港域)

第九十六条 開港の港域は、政令で定めるものを除く外、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域により、税関空港の港域は、政令で定めるところによる。

### ◎ 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）

#### (開港及び税関空港)

##### 第一条 (省略)

2 法第二条第一項第十二号（税関空港）に規定する政令で定める空港は、別表第二に掲げる空港とする。  
3 及び 4 (省略)

#### (開港及び税関空港の港域)

##### 第八十六条 (省略)

2 税関空港の港域は、別表第二に掲げる各空港につき、当該空港内における着陸帯、誘導路、エプロン及び格納庫の占める地域とする。

### 別表第二（第一条関係）

都道府県

空港名

青 北 北 北  
海 海 海  
森 道 道 道

青 函 旭 新  
海 千  
森 館 川 歳

沖 沖 鹿 宮 大 熊 長 佐 福 福 愛 香 広 岡 鳥 大 愛 静 石 富 新 東 千 茨 福 秋 宮

児

繩 繩 島 崎 分 本 崎 賀 岡 岡 媛 川 島 山 取 阪 知 岡 川 山 潟 京 葉 城 島 田 城

新 那 鹿 宮 大 熊 長 佐 北 福 松 高 広 岡 美 閨 中 静 小 富 新 東 成 百 福 秋 仙

|     |   |     |     |
|-----|---|-----|-----|
| 石 児 | 九 | 西 部 | 京 田 |
|     |   | 国 国 | 国 国 |

垣 霸 島 崎 分 本 崎 賀 州 岡 山 松 島 山 保 際 際 岡 松 山 潟 際 際 里 島 田 台

